

鳥取市議会建設水道委員会会議録

会議年月日	令和6年2月27日（火曜日）		
開 会	午前9時59分	閉 会	午後2時57分
場 所	市役所本庁舎7階 第2委員会室		
出席委員 (8名)	委員長 勝田 鮮二 副委員長 加藤 茂樹 委員 水口 誠 雲坂 衛 魚崎 勇 足立 考史 太田 縁 吉田 博幸		
欠席委員	なし		
委員外議員	なし		
事務局職員	参事兼調査係長 浅井 俊彦 議事係主事 田中 真一		
出席説明員	【下水道部】 下水道部長 坂本 宏仁 次長兼下水道企画課長 山根 陽一 下水道企画課課長補佐 藤田 浩一 下水道企画課主査 湯谷 真裕 下水道企画課下水道管理室長 松尾 一繁 下水道企画課下水道管理室主査 田中 裕史 次長兼下水道経営課長 戸田 昭弘 下水道経営課課長補佐 本村 裕司 下水道経営課普及係長 中澤 崇 次長兼下水道建設課長 河田 耕一 下水道建設課課長補佐 岸本 直章 下水道建設課主査 黒井 広成 下水道建設課建設第二係長 萩 義紀		
傍 聴 者	3人		
会議に付した事件	別紙のとおり		

午前9時59分 開会

【下水道部】

◆勝田鮮二委員長 それでは、少し時間早いようでございますが、そろわれましたので、ただいまから、建設水道委員会を開会いたします。

本日の日程は、お手元に配付のとおり、下水道部、都市整備部の審査を行います。先議分の議案は、説明を受けた後、質疑、討論、採決までを行います。それ以外の議案、令和6年度当初予算は説明のみですので、御承知おきください。

なお、令和6年度当初予算につきましては、予算審査特別委員会での審査となっておりますので、委員長の宣告により、配付のレジユメのとおり、建設水道委員会と予算審査特別委員会建設水道分科会の切替えを行います。明日の水道局におきましても、そのように進めてまいります。

それでは、下水道部の議案審査に入ります。初めに、下水道部長に挨拶いただいた後、審査に入りたいと思います。はい、坂本部長。

○坂本宏仁下水道部長 はい。改めまして、おはようございます。

（ ） おはようございます。

○坂本宏仁下水道部長 下水道部長の坂本です。本日は、下水道部といたしまして、一般会計と下水道等事業会計の補正予算をそれぞれ1案ずつ、それから、令和6年度の当初予算として、それぞれ1案ずつ、それと、報告事項として1件を提案させていただいております。補正予算につきましては、令和5年度の事業の精算に伴うものを計上させていただいておりますし、報告につきましては、長年、下水道使用料を未納となっていた者に対して、財産の差押えを行ったんですけども、それに対して、行政不服審査法に基づく不服申立てを出されましたので、審査した結果、これを却下することを裁決いたしましたので、それを御報告するものです。

当初予算、令和6年の当初予算につきましては、先日、全員協議会でも御説明したとおり、新しい下水道等事業経営戦略に基づきまして、重点的に取り組む事業について、しっかりと予算を計上しておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

◆勝田鮮二委員長 それでは、議案説明に入ります前に、この場の皆様に一言申し上げます。まず、発言を行う際は、執行部の皆様は、発言前に必ず所属・氏名を述べてから御発言ください。また、質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いいたします。

議案第19号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

◆勝田鮮二委員長 それでは、先議分、議案第19号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を説明ください。戸田次長。

○戸田昭弘次長兼下水道経営課長 はい。下水道経営課、戸田です。それでは、令和5年度一般会計2月補正予算の下水道部所管部分について説明をいたします。説明は、お配りしております建設水道委員会説明資料ですね、右肩上に、令和6年2月27日建設水道委員会という四角で囲ってある資料でございます。補正額が、おおむね100万以上のものにつきまして、順次担当課ごとに説明させていただきます。

それでは、資料の2ページを御覧ください。はい。上からになります。款衛生費、項保健衛生費、目公害対策費で、事業は合併処理浄化槽設置費補助金です。予算書は104、105ページ、事業一覧は52ページのナンバー541です。補正額は237万4,000円の減、補正後の額は279万8,000円となります。財源は、国・県支出金、マイナス115万6,000円、内訳は、国がマイナス61万3,000円、県がマイナス54万3,000円です。一般財源はマイナスの121万8,000円となります。これは、公共下水道や集落排水施設といった下水道整備が見込まれない地域におきまして、合併処理浄化槽を設置する方に対し、設置費の一部を補助する事業でございます。当初は、過去の実績等を勘案し、8基分を予算計上いたしました。実績見込みが5基分となったこと、あわせまして、単独浄化槽またはくみ取りからの切替え設置、これに附帯して行う宅内配管工

事、便槽撤去工事も補助対象となることから、それぞれ2基分を予算計上いたしましたけども、実績見込みが、それぞれ1基分となったことにより、これらに伴う所要額を減額補正するものでございます。下水道経営課は以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 山根次長。

○山根陽一次長兼下水道企画課長 はい。下水道企画課、山根です。続きまして、その下、12下水道、失礼しました、浄化槽等維持管理費でございます。補正額74万8,000円、補正後の額1,223万9,000円です。補正額の内訳としましては、その2行下ですが、右の内容のところ、施設維持管理費（コミプラ分）とございます。青谷町栄町にありますコミュニティ・プラントの維持に係る費用が、照明設備の修繕のため増となったことによる補正でございます。補正財源としては、一般財源の74万8,000円としております。

続きまして、下の款5農林水産業費、項他会計繰り出し、下水道等事業会計へ繰り出して、予算書は116ページです。補正額5,417万1,000円の減額補正、これは、集落排水事業への繰り出しです。

また、ページ下の土木費、他会計繰り出し、下水道等事業会計へ繰り出し、予算書は130ページ、補正額2億9,448万6,000円の増額補正、これは、公共下水道事業への繰り出しでございます。

繰出金の補正額の合計は記載しておりませんが、この2つを合わせまして、2億4,031万5,000円の増額補正となります。これは、下水道等事業会計、企業会計のほうで、資本費平準化債を当初10億円借入れする予定としておりましたが、7億5,000万円の借入れとしたことから、その差額2億5,000万円分が繰り出しとして増額となったものを含んでおりますので、事業実績見込みによる繰出金の実質の補正としては、960万円余り、ぐらい、程度の減額というふうになっております。

ここで、公営企業会計、下水道等事業会計への繰出金について、簡単に御説明いたします。下水道等事業会計は、使用料収入や建設事業の財源である国、国庫、国・県の交付金等と、長期の借入れである企業債のほかに、一般会計からの繰出金により、経営を賄っております。この繰出金については、総務省が定める繰り出し基準、雨水公費・汚水私費、いわゆる受益者負担金の原則に基づき繰り出ししているものでございます。具体的には、公費負担であります雨水処理経費や、私費、受益者負担である汚水処理経費の中で、適切な使用料を徴収しても賄うことができない経費を一般会計から負担すべき経費としており、繰出金の対象は、維持管理費と公債費になります。

また、本市の下水道事業は、2つの公共下水道、公共下水道特環事業と、4つの集落排水事業、農集・漁集・林集・小規模の6つの事業に分かれております。農林水産事業に計上する繰出金は、集排、集落排水事業の経費に充当しますし、土木費に計上する繰出金は、公共下水道の経費に充てられるものでございます。本市では、先ほどの6事業を1つの会計で運営しておりますが、それぞれの事業においても、収支が不足することないように、運営していく必要がございますので、今回の補正でも、6事業の実績見込みによる増減のほか、公共下水道と集落排水事業の間で、資金の過不足の調整を行っているところでございます。

以上で、一般会計補正予算の説明を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次発言ください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 なしでいいですか。それでは、質疑なしと認め、質疑を終結します。

それでは、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第19号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決します。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆勝田鮮二委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

議案第33号令和5年度鳥取市下水道等事業会計補正予算（説明・質疑・討論・採決）

◆勝田鮮二委員長 次に、先議分、議案第33号令和5年度鳥取市下水道等事業会計補正予算を説明ください。山根次長。

○山根陽一次長兼下水道企画課長 はい。下水道企画課の山根です。そうしましたら、資料としては、次のページ、資料2の1から説明をさせていただきます。表紙をはぐって4ページ御覧ください。補正予算の概要でございます。この表の左側にありますように、下水道等事業会計は、収益的収支と資本的収支から構成されております。主な補正内容は、備考欄のほうに示しておるところですけれども、事業の確定等に伴って予算額を補正するものでございます。

まず、収益的収支、事業経営に関する予算、經常予算でございます。収入の補正予定額は、1億9,500万円余りの増額です。その下、支出は、補正予定額1億1,200万円余りの減額です。

次に、資本的収支、建設改良に要する予算、投資的予算になりますけれども、収入の補正予定額は、6億7,100万円余りの減額、支出は、3億5,700万円余りの減額です。

それぞれ説明をさせていただきます。ページを飛びまして、8ページを御覧ください。これより以降、補正予定額は、おおむね100万円以上の項目について御説明いたします。

収益的収支、事業収益の上から、1営業収益の補正予定額は、2億700万円余りの増額を予定しております。

補正の内訳は、下水道使用料収入が、補正額2,300万円余りの増額、これは、今年度の調定額の推移を基に増額を見込んでおります。

その下、2他会計負担金、一般会計負担金は、補正額1億9,700万円余りの増額です。これは、高資本費対策に要する経費による増額と、資本費平準化債の発行額が確定したこと等に伴うもので、一般会計のほうで御説明しました平準化債の借入を、当初予算では10億予定しておりましたが、7億5,000万円の借入で賄えるようになったことによります。

その下、3他会計補助金、一般会計補助金は、補正額1,200万円余りの減額で、これは、災害復旧に係る補助金を出資金へ振り替えたことや、東部広域行政管理組合への負担金の確定に

より、その財源である一般会計補助金を減額するものでございます。

4つ下の、4その他営業収益、手数料は、補正額100万円余りの増額で、これは、下水道等使用料督促手数料が増額となったためでございます。

その下、雑収益は、補正額260万円余りの減額で、これは、岩美町の下水処理場から発生する下水汚泥を、本市の秋里処理場の焼却炉で焼却しておりますけども、その経費を岩美町に負担していただくもので、費用の実績見込みにより、負担金が減となったものでございます。

続きまして、2営業外収益の補正予定額は、1,200万円余りの減額を予定しております。

補正の内訳は、2他会計負担金、一般会計負担金が、補正額430万円余りの減額です。これは、起債利子償還額の確定に伴うもので、償還財源である一般会計負担金を減額するものでございます。

その下の3他会計補助金、一般会計補助金が、補正額140万円余りの増額です。これは、資本費平準化債の利子償還額の確定に伴うもので、償還財源である一般会計補助金を増額するものでございます。

その下、長期前受金戻入が、1,100万円余りの減で、これは、事業の決算実績見込みによるものでございます。

次のページになります。5雑収益、その他雑収益、補正額210万円余りの増額です。補正の内訳としましては、2つ下のその他雑収益、190万円余りの増額とありますが、他課受託工事負担金事務費等の増によるものでございます。

続いて、10ページ、御覧ください。収益的支出、事業費用の上から、1営業費用の全体としては、補正額1億5,000万円余りの減額となります。主な補正理由は、事業の確定によるものでございますが、まず、1管渠費全体の補正予定額は、2,600万円余りの減額となります。主な内容としましては、委託料、補正額2,600万円余りの減額で、包括的民間委託の決算実績見込みによるものでございます。

続きまして、2ポンプ場費ですが、全体の補正予定額3,800万円余りの減額で、委託料、包括的民間委託の決算実績によるものでございます。

その下、処理場費、全体の補正額は6,300万円余りの減額となります。補正、主な内容は、委託料が、補正額6,200万円余りの減額で、これも、包括的民間委託の決算実績見込みによるものでございます。

4の水質管理費ですが、全体の補正予定額は140万円余りの増額となります。主な補正内容としましては、委託料が、補正額130万円余りの増額で、これは、検査用装置の点検・修理を行ったことによるものでございます。

次に、業務費ですが、全体の補正予定額130万円余りの増額となります。これは、手数料が、金融機関各種手数料の改定により、収納手数料が増となったものでございます。

7総係費ですが、全体の補正予定額360万円余りの減額となります。主な補正内容は、次のページ、委託料が、補正額100万円余りの減額で、これは、職員の担当者の転入等によって、施設管路システムの操作研修費というのを計上していたんですが、人事異動の結果、不要となったことによる件でございます。

また、負担金が、補正額 260 万円余りの減額で、これは、先ほど御説明しました、東部広域行政管理組合への負担金の確定による減額でございます。

次の、8 減価償却費ですが、全体の補正予定額 2100 万円余りの減額となります。これは、有形固定資産減価償却費が 2,100 万円余りの減額で、これも、決算実績見込みによるものでございます。

続きまして、下の、2 営業外費用ですが、全体の補正予定額は 3,700 万円余りの増額となります。主な補正内容は、1 支払い利息及び企業債取扱諸費の企業債利子が、補正額 380 万円余りの減額で、これは、企業債借入額の確定によるものでございます。

また、2 消費税及び地方消費税が、補正額 4,100 万円余りの増額ですが、これは、決算実績見込みによるものでございます。

以上により、一番下の収支差引きですが、補正後の計が 4 億 500 万円余りとなっております。よって、収益的収支の予算ベースですが、4 億円余りの黒字を予定しております。

続きまして、12 ページを御覧ください。資本的収入でございます。

まず、1 企業債は、補正額 5 億 3,900 万円余りの減額です。

補正の内訳は、建設企業債が、補正額 5 億 5,000 万円の減額で、建設改良費の実績見込みによるものでございます。

次の、準建設企業債は、資本費平準化債の発行額が確定したことにより、補正額 2 億 5,000 万円の減額となっております。

災害復旧費ですが、補正額 1,100 万円余りの増額です。これは、災害復旧査定の結果及び今年度の事業箇所の確定により、災害復旧事業に充当する企業債が確定したことによります。

その下、2 補助金は、補正額 1 億 7,100 万円の減額です。

補正の内訳は、国交付金が、補正額 2 億 300 万円余りの減額で、建設改良費に対する社会資本整備総合交付金の国の配分の決定によるものでございます。

その下、県補助金ですが、補正額 1,500 万余りの増額で、これも、建設改良費に対する県補助金の配分が決定したことによります。

その下の災害復旧費の国・県負担金が、補正額 1,700 万円余りの増額で、これは、災害復旧査定の結果及び今年度の事業箇所の確定により、災害復旧事業に充当する補助金が増となったものでございます。

その下、出資金ですが、一般会計出資金が、補正額 5,700 万円余りの皆増でございます。建設改良事業の実績見込みに伴い、一般会計が負担する出資金が確定したことによります。

続きまして、4 負担金及び分担金ですが、補正額 1,400 万円余りの増額です。

補正の内訳は、次のページ、受益者負担金が、補正額 400 万円余りの減額で、決算実績見込みによるものです。

次の分担金は、補正額 1,400 万円余りの増額で、特別使用分担金等の実績見込みによるものでございます。

次の加入金は、補正額 430 万円余りの増額で、集落排水施設加入金の実績見込みによるものでございます。

次、一番下の6その他資本的収入ですが、補正額3,300万円余りの減額で、下水道管移設補償費などの実績見込みによるものでございます。

続きまして、14ページ御覧ください。資本的支出は、主に、国交付金事業の配分の確定による建設改良費の実績による補正で、目1管渠費が、補正額2億7,200万円余りの減額、2ポンプ場費が、補正額710万円余りの増額、3処理場費が、補正額1億3,800万円余りの減額です。

また、次のページ、15ページ、災害復旧費が、補正額4,100万円余りの増額で、災害復旧の査定の結果及び今年度の事業箇所確定によるものでございます。

以上の建設改良費の各、主な補正内容につきましては、後ほど、下水道建設課のほうより御説明いたします。

次に、その下、その他資本的支出の返還金が、680万円の増額です。これは、国補助金を受けて建設しました下水道施設の改築更新に伴って除却した機器類・金属類の売却収益を、補助率に応じて国庫へ返還するもので、今年度の返還金が確定したことによります。

以上によりまして、15ページの中ほど、資本的収支の差引きは、補正後の計で、マイナス30億8,900万円余りとなりました。資本的収支で、30億円余りの資金が不足しとることとございますが、この収支予算で足りない30億余りの補填財源を、下の表に示しております。補填財源の計の欄ですが、過年度分損益勘定留保資金から7億8,300万円余り、当年度分損益勘定留保資金から7億1,300万円余り、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額の7,000万円余り、減債積立金から15億2,100万円余りで補填する見込みでございます。

ひとまず下水道企画からは以上です。

◆勝田鮮二委員長 河田次長。

○河田耕一次長兼下水道建設課長 下水道建設課、河田です。同じ資料の、戻っていただいて、5ページを御覧ください。私からは、主要な建設改良事業の補正について説明させていただきます。

最初に、公共下水道の管渠整備事業でございます。これは、下水道の未普及を解消するための污水管の整備、浸水被害の防止や軽減を図るための浸水対策、管渠の安全性を高めるための耐震化や長寿命化対策のほか、県道等の道路改良工事に伴い、下水道施設の移設などを実施した事業です。事業費の決算見込みに伴う1億7,312万7,000円の減額補正でございます。主な補正理由といたしましては、国の交付金の配分が減額されたことによるものです。

次に、公共下水道のポンプ場整備事業でございます。これは、吉成ポンプ場の雨水ポンプ設備・污水ポンプ設備の改築工事及び建屋の改築更新・耐震補強工事のほか、東吉成ポンプ場、宮長ポンプ場の耐震診断を実施した事業です。事業費の決算見込みに伴う719万4,000円の増額補正でございます。主な補正理由といたしましては、ポンプ場施設移設工事費の増額によるものです。

次に、公共下水道の処理場整備事業でございます。秋里処理区ほかのストックマネジメントに伴う調査・計画業務を実施した事業です。事業費の決算見込みに伴う1億6710万円の減額補正でございます。主な補正理由といたしましては、国の交付金の配分が減額されたことによるものです。

続きまして、6ページを御覧ください。集落排水整備事業の建設改良費でございます。これは、平成29年度より実施している東郷地区の施設統合事業に係る管路工事と、令和5年度より着手した青谷町日置谷地区の施設統合事業に係る詳細設計業務のほか、国の補正予算に伴う最適整備構想策定業務を実施する事業でございます。また、道路改良工事等に伴う集落排水施設の移設工事も行っています。事業の決算見込みに伴う7,102万円の減額補正でございます。主な補正理由といたしましては、災害復旧費への振替によるものです。これについては、次の災害復旧費のところで詳しく説明いたします。

最後に、台風7号による被災に係る災害復旧費でございます。事業費の決算見込みに伴う4,100万円の増額補正でございます。主な補正理由といたしましては、施工年度の見直しに伴う減額と、管渠費からの振替に伴う増額によるものです。

7ページの図面を御覧ください。台風第7号による農業集落排水施設の被災箇所位置図になります。赤い丸の場所、4か所になりますけれども、これが、令和5年度予算で本復旧に着手する箇所、青と緑の丸の場所、計6か所ですが、こちらが、令和6年度予算で本復旧に着手する箇所となります。このうち、青い丸の4か所については、12月補正で5年度予算に計上しておりましたが、その後、併せて実施する道路護岸の復旧工事が、令和6年度に変更となったことから、令和6年度予算での実施に見直しいたします。また、橋の崩落に伴い、国道への迂回ルートにて復旧工事を発注している、佐治町高山の工事については、災害復旧事業が原形復旧を原則とすることから、9月補正では、災害復旧費ではなく、管渠費で予算計上しておりましたが、12月の災害査定において、災害復旧事業として認められたため、このたび、管渠費から災害復旧費に振替計上するものです。下水道建設課からは以上です。

◆勝田鮮二委員長 山根次長。

○山根陽一次長兼下水道企画課長 下水道企画課、山根です。最後に、資料の16ページを御覧ください。資料の2の2です。はい。債務負担行為の御説明を2件いたします。

1つ目ですが、事業名、大杣ポンプ場改築工事につきまして、限度額と期間の変更をするものでございます。具体的には、補正後の限度額9億8,400万円、債務負担の期間を6年、令和6年度から、7年度にするものでございます。本事業の目的にありますように、大杣ポンプ場では、機械設備・電気設備を中心に老朽化が進んでおりまして、ポンプ場施設の機能の維持に万全を期すために設備の改築を進めております。施工は、日本下水道事業団へ委託しておりまして、今年度事業計画を検討する中で、仮設計画の見直しが必要となり、工期の延長が必要であること、及び、その工期の延長に伴い、経費が増加すること、また、最近の労務費や資材・機器の単価の高騰などが重なったことによります。

債務負担行為の変更後は、速やかに事業を進め、これ以上、ポンプ場の改築に遅れが生じないよう取り組むこととしております。

続きまして、17ページを御覧ください。事業名、吉成ポンプ場改築工事です。限度額1億円、事業期間、令和5年度から6年度と。財源内訳が、国費・起債が半々でございます。

事業の目的ですが、この吉成ポンプ場は、昭和63年に供用開始してから35年が経過しております。日々適切な維持管理に努めておるところですが、機械設備・電気設備を中心に老朽化が

進んでおり、ポンプ施設の機能維持に関して懸念が生じていることから、平成30年度に長寿命化計画を策定し、現在は、令和2年度からは、ストックマネジメント計画へ移行しておりますが、これらの設備を、計画に基づき改築することにより、機能の維持に万全を期そうと取り組むものでございます。

今回、債務負担行為で実施するものは、水処理設備、沈砂設備の改築工事となりますが、日本下水道事業団への委託を予定しておりまして、今年度内に協定を締結し、速やかな事業着手を行いたいと考えております。

以上で、補正予算の説明を終わります。よろしくお願いたします。

◆勝田鮮二委員長 説明をいただきました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次発言ください。

◆加藤茂樹副委員長 ちょっと1点聞いとうか。

◆勝田鮮二委員長 加藤副委員長。

◆加藤茂樹副委員長 はい。加藤です。8ページのその他営業収益、手数料、下水道等使用料督促手数料の増、これは、払わない人が増えたということでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 戸田次長。

○戸田昭弘次長兼下水道経営課長 はい。下水道経営課、戸田です。督促手数料につきましては、例年ですね、当初予算ではゼロ計上をさせていただいておりまして、実績見合いで、毎年2月補正に計上をさせていただくとという状況でございます。以上でございます。

◆加藤茂樹副委員長 はい。オーケーです。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 それでは、以上で質疑を終結します。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第33号令和5年度鳥取市下水道等事業会計補正予算を採決します。本案に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◆勝田鮮二委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

報告第2号裁決の報告について（説明・質疑）

◆勝田鮮二委員長 続きまして、報告に入ります。報告第2号裁決の報告についてを説明ください。

◆勝田鮮二委員長 戸田次長。

○戸田昭弘次長兼下水道経営課長 はい。下水道経営課、戸田です。報告第2号裁決の報告につきましては、付議案にて報告をさせていただきます。付議案の227ページをお開きいただけますでしょうか。付議案の227ページになります。はい。それでは、説明をさせていただきます。

本件につきましては、預金差押処分に対する審査請求を却下する裁決をいたしましたので、地方自治法第229条第4項の規定により報告をいたします。

1番、審査請求人は、記載の鳥取市内在住の方でございます。

2番、事案の概要です。（1）請求人は、令和3年度6期から令和5年度1期まで、計8期分ですが、これの下水道使用料を、それぞれ納期限までに納付されませんでした。（2）鳥取市長は、本件下水道使用料について、それぞれ納期限の翌日から起算いたしまして、20日以内に請求人に督促状を送付いたしました。（3）令和5年6月28日、市長は、本件下水道使用料に係る徴収金、これは、滞納額に督促手数料、延滞金を加算した計11万712円につきまして、第三債務者の鳥取銀行鳥取県庁支店に対しまして、債権差押通知書を送達し、預金債権を差し押さえる処分を行いまして、同店から取立てを行いました。（4）令和5年8月28日、請求人は、本件処分を不服といたしまして、市長に審査請求を行いました。（5）令和5年12月25日、市長は、当該審査請求を却下する裁決を行いました。

3番です。審査請求の趣旨です。次ページとなりますけれども、本件処分を取り消す裁決を求めるものでございました。

4、審査請求を却下する理由でございます。（1）本件処分は、国税徴収法の規定によりまして、第三債務者に対しその履行を、滞納者である請求人に対し債権の取立て等を、それぞれ禁止するとともに、徴収職員であります下水道経営課職員において、差し押えた債権の取立てをできるようにするためにされるものでありまして、差し押さえた債権の取立てが行われた場合、債権差押処分はその目的を達成し、その効力は消滅するに至るとされておりまして、判例もあるところでございます。（2）したがって、本件処分の効果が消滅した現段階におきましては、請求人には、本件処分を取り消すことによって、回復される法律上の利益は存在しないため、却下したものでございます。報告につきましては、以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。

委員の皆様から質疑等ございましたら、順次発言をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 それでは、質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で、建設水道委員会を一旦終了し、予算審査特別委員会建設水道分科会に切り替えます。

予算審査特別委員会建設水道分科会に切替え 午前10時39分 休憩

建設水道委員会に切替え 午前11時25分 再開

【都市整備部】

◆勝田鮮二委員長 それでは、建設水道委員会を再開し、都市整備部の議案審査を始めます。

初めに、都市整備部長に挨拶いただいた後、審査に入りたいと思います。

◆勝田鮮二委員長 岡部長。

○岡 和弘都市整備部長 都市整備部、岡でございます。自動運転バス、2月の13から25日の間、11日間、天候も、雪も降らず、全便運行できました。乗車人数は、関係者が105人、公募が596人で、合わせて701人と、多くの人に乗車いただきました。乗車に当たっては、アンケートもやっております、この委員の中でも、何人かは乗っていただいたと思いますけど、その中からは、アンケートを抜粋で、砂丘のときにも実証実験したんだけど、乗ったんだけど、そのときと比べて、格段に安全性や、走行の安定性が高まっていると感じたとか、自動運転が、安全・安定に運行でき、メリットを感じることができるよう、私たち住民も、サービスの受け手としてだけではなく、一緒に課題を解決していく意識を持つことが大切だとか、免許を返納した後に利用したい、近い将来、公共交通機関にお世話になる身にとって、人手不足でバス等が縮小されるのではと不安を感じている、ぜひ進めてほしい、ぜひ全国に先駆けて実行してほしいなどの意見を頂いているところです。今後も機会を見て、継続して行っていきたいと考えております。

本日は、補正予算、ほぼ実績による増減となります。また、他の議案もたくさんありますし、報告事項も3件あります。その後、分科会で当初予算、なるべく簡潔に説明したいと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

◆勝田鮮二委員長 それでは、議案説明に入ります前に、この場の皆様一言申し上げます。まず、発言を行う際は、執行部の皆様は、発言前に必ず所属・氏名を述べてから御発言ください。また、質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いいたします。

議案第19号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

◆勝田鮮二委員長 それでは、先議分、議案第19号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を説明ください。

◆勝田鮮二委員長 牧野次長。

○牧野隆史次長兼都市企画課長 はい。都市企画課、牧野です。よろしくお願いたします。鳥取市一般会計補正予算、都市整備部の所管に属する部分について御説明いたします。お配りしております、右肩に赤い文字で資料1と示しております、A4判横の建設水道委員会説明資料により説明させていただきたいと思っております。お手元に御用意いただきますよう、よろしくお願いたします。はい。

そういたしますと、議案第19号関係につきまして、1ページに示しておりますとおり、令和5年度鳥取市一般会計補正予算（第9号）から始めまして、続いて、繰越明許費の順に説明させていただきます。歳入につきましては、歳出の財源がほとんどでございます。歳出を中心に説明させていただきたいと思っております。また、基本的に、補正額が100万円以上の主要な事業について説明させていただきたいと思っておりますし、あと、請負差額など、年度事業費実績見込み

等によります補正につきましては、一部割愛させていただきながら御説明させていただきます。御了承いただきますよう、お願いします。

そうしましたら、4ページの上段を御覧ください。都市整備部歳出合計、補正前の額80億4,673万4,000円に対しまして、今回の補正額、14億1,619万8,000円の減額、補正後の額は66億3,053万6,000円でございます。以降、各担当課より、順に説明させていただきます。

まず、都市企画課分の一般会計補正予算について御説明いたします。同じく、4ページ下段を御覧ください。予算書は127ページ、事業一覧は47ページでございます。款土木費、項河川費、目河川総務費、急傾斜地崩壊対策県営事業負担金でございます。県が実施します急傾斜地崩壊対策事業に要する経費の一部を市が負担することにより、事業の促進を図るものでございます。県事業の減額実績見込みに伴いまして、市の負担金2,820万2,000円を減額補正するもので、補正後額5,334万8,000円とさせていただくものでございます。

5ページを御覧ください。同じく予算書127ページ、事業一覧47ページでございます。目盛土規制法関連事業費でございます。基礎調査業務につきまして、事業費実績見込みによりまして、400万円を減額させていただくものでございます。

続きまして、その下でございます。予算書129ページ、事業一覧48ページでございます。項都市計画費、目都市計画総務費、細目移動等円滑化促進事業費でございます。バリアフリー基本構想を策定するものでございます。事業実績見込みにより、725万3,000円を減額させていただくものとしております。

一番下の行を御覧ください。都市企画課合計、補正額3,990万2,000円の減額、補正後の額3億7,663万5,000円とするものでございます。都市企画課分については、以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 小森課長。

○小森毅彦交通政策課長 はい。交通政策課の小森です。それでは、交通政策課の補正予算、主なものにつきまして御説明申し上げます。資料1の6ページを御覧ください。款総務費、項総務管理費、目企画費、細目は4番の空港利用促進費、4番の（鳥取空港の利用を促進する懇話会負担金）でございます。予算書は75ページでございます。これは、鳥取空港の利用促進と利便性の向上等を目的といたしました活動を行うため、鳥取空港利用圏域の自治体や商工会議所などの経済団体等で構成をいたします、鳥取空港の利用を促進する懇話会への負担金でございます。本年度は、4年ぶりに、台湾からの国際チャーター便の就航が実現いたしました。これは、インバウンドの専用便でございまして、アウトバウンドの旅行商品の造成支援に係る経費が不要となったこととすとか、前年度繰越金を活用した事業実施などによりまして、負担金が減額となったことによるものでございます。補正額は285万3,000円の減額でございます。

続きまして、目交通対策費の細目6番、地方バス路線維持対策費でございます。1番の（地方バス路線維持対策補助金）でございます。予算書は77ページでございます。バス路線を維持するため、不採算路線の運行費に対するバス事業者への補助金でございます。本年度に入りましても、燃料価格や物価の高騰が続きまして、6月補正予算におきまして、バス事業者に対する緊急支援金として、1億1,100万円を計上し、交付をさせていただいたため、事業費の実績により減額とするものでございます。補正額は1億656万4,000円の減額でございます。

続きまして、細目7番、生活交通確保対策事業費、1番の（バス代替タクシー運賃補助金）でございます。予算書は77ページです。路線バスの減便等に伴います代替交通として運行する乗合タクシーの運行費補助金でございます。本年度から運行開始となりました神戸線が、学校の要請によります臨時便の運行ですとか、修繕費の増加などで、当初見込みより事業費が増えたことや、全体で燃料価格の高騰などの影響で増額となっております。補正額は220万7,000円の増額でございます。

資料7ページを御覧ください。細目8番、100円循環バス運行事業費でございます。2番の（100円循環バス運行費負担金）、予算書は77ページでございます。今年度、利用者の増加に伴いまして、運賃収入の増額が見込まれておりますが、燃料費、修繕費等の運行経費の増加も見込まれることから、増額補正とさせていただいております。補正額は341万6,000円の増額でございます。

続きまして、細目10番、公共交通利用促進事業費の19番、（学生等公共交通利用促進支援事業費）でございます。予算書は77ページになります。公共交通を利用して、県内高校へ通学する学生の通学費に対する補助金でございます。当初予算では、直近3年間の平均並みで予算計上をしておりましたが、今年度上期の時点で、申請額は、例年の3割程度増加をしていることから、下期も上期同様に推移するものと見込んでの増額補正でございます。補正額は155万円の増額となっております。

一番下を御覧いただきまして、交通政策課の所管の補正額でございますが、1億270万8000円の減額補正とさせていただいております。交通政策課は以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 筒井課長。

○筒井真二まちなか未来創造課長 はい。まちなか未来創造課の筒井です。それでは、資料の8ページ、お願いいたします。まず、上段の総務費、総務管理費、企画費、都心居住推進事業費、予算書は77ページで、308万5,000円の減額となります。これは、空き家の利活用を促進する補助金として、改修に関する支援事業と、空き家の転賃の取組に対する支援事業を予定しておりましたけれども、申込みがなかったための減額ということになります。

次に、下段の土木費、都市計画費、都市計画総務費、鳥取駅周辺にぎわい創出事業費、予算書は129ページで、151万2,000円の減額となります。これは、鳥取駅周辺再生基本計画策定業務の入札の請差などによる減額となります。

以上、まちなか未来創造課、補正額554万2,000円の減額となります。以上です。

◆勝田鮮二委員長 徳田課長。

○徳田 剛都市環境課長 はい。都市環境課、徳田でございます。引き続き、資料の1、9ページを御覧ください。上段からでございます。土木費、土木管理費、土木総務費の令和5年台風第7号被災支援対策事業費でございます。補正予算書は121ページ、令和5年度は、台風7号特別緊急支援措置として行いました、支援業務の実績見込みによる減額補正でございます。補正額596万9,000円の減でございます。

次に、中段で、河川費、河川総務費のうち、樋門管理費でございます。これは、すみません、補正予算書は127ページ、事業一覧は50ページでございます。これは、樋門等の操作委託の

実施見込みによる減額補正でございます。補正額 1183 万 6,000 円の減、補正後の額 3,464 万 5,000 円です。

次に、その下になります。治水対策事業費でございます。これは、治水対策事業費の実績見込みによる減額補正でございます。補正額 3,015 万 1,000 円の減、補正後の額 1 億 7,265 万 6,000 円でございます。

次に、資料1の10ページを御覧ください。こちらの上から2行目になります。公園整備費でございます。都市公園整備費の事業実施見込みによる減額補正でございます。補正額 151 万 8,000 円の減、補正後の額 1,200 万円でございます。

次に、その下、公園管理費でございます。補正予算書は 129 ページ、これは、都市公園等管理費のうち、修繕費等の実績見込みによる減額でございます。補正額 697 万 4,000 円の減、補正後の額 2 億 5,878 万 5,000 円でございます。

次に、その下になります。災害復旧費、災害復旧費の公共土木災害復旧費、現年発生災害復旧費のうち、（補助災害復旧費（都市環境課））分でございます。補正予算書は 147 ページです。これは、早期査定の測量設計等による委託費が、国庫補助費に対象となりましたので、財源更正と、それから、関係機関との施工調整により、今年度、災害工事ができない箇所による工事費の減額によるものでございます。なお、今年度減額した工事費につきましては、改めて、令和6年度の当初予算に計上することとしております。補正額 1 億 8,244 万 7,000 円の減、補正後の額が 2 億七千、すみません。2 億 707 万 6,000 円でございます。

次に、その下になります。（単独災害復旧費（都市環境課））分でございます。補正予算書は、同じく 147 ページでございます。これは、事業費の一部が、一般財源から起債事業の対象になったことによる財源更正と、単独災害復旧事業費の実績見込みによる減額補正でございます。先ほどの補助災と同じく、今年度減額した工事費の一部につきましては、改めて、令和6年度の当初予算に計上する予定としております。補正額 8,756 万 8,000 円の減、補正後の額が 3 億 4870 万円。

一番下になります。都市環境課の補正額、合計 3 億 2,958 万 5,000 円の減、補正後の額 14 億 8,980 万 7,000 円でございます。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 田村次長。

○田村 温次長兼道路課長 道路課、田村です。資料1の11ページを御覧ください。目道路維持費、細目（一般道補修費）、4,151 万 2,000 円を減額させていただいております。減額理由は、市道山上津無線において、過疎債を財源として、道路のり面の修繕を行う予定としていましたが、現地調査の結果、部分的なり面の崩落ではなく、広範囲に及ぶ地滑りを原因とする被災であると判断されたため、災害復旧費に移行したため、減額となるものでございます。

続きまして、目道路新設改良費、細目地方道路整備交付金事業費、（社会資本整備総合交付金事業費）、1,512 万 1,000 円の減額をさせていただいております。これは、国庫補助の内示による減額となります。

続きまして、目道路新設改良費、細目地方道路整備交付金事業費、（防災・安全交付金事業費）、5,713 万 7,000 円の減額をさせていただいております。これも、国庫補助の内示による減

額になります。

続きまして、目道路新設改良費、細目（防災・安全交付金事業費（令和5年度国1次補正））、2,715万円を計上させていただいております。詳しくは13ページを御覧ください。国の交付金を活用して、市道弥生橋通りの無電柱化事業、電線類地中化事業を進める予定としております。地方債につきましては、公共事業等債となります。

資料1の12ページを御覧ください。目交通安全施設事業費、細目（交通安全施設事業工事費）、130万円の減額をさせていただいております。これは、当初、佐治地域で防護柵を設置する予定としておりましたが、農地・農業用施設災害の復旧時に、進入路として利用される際に支障となる可能性があることから、今年度の施工を見送ることとし、減額するものでございます。

続きまして、災害復旧費、公共土木災害復旧費です。8月、台風7号で被災した道路災害の復旧費であり、今年度発注する工事において、年度内支出額が確定したため、減額補正をさせていただくものでございます。なお、補助災害復旧費については、債務負担を組んでおり、減額した予算は、次年度に計上しております。

以上、道路課補正額9億1,070万3,000円の減、補正後の額30億4,735万1,000円です。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 太田次長。

○太田忠孝次長兼建築指導課長 建築指導課、太田でございます。よろしくお願いたします。引き続き、資料1の14ページを御覧ください。予算書は123ページです。上から3番目、17住宅・建築物耐震診断・改修支援事業費でございます。事業一覧は52ページでございます。事業実績見込みによる減でございます。内容といたしましては、住宅の耐震無料診断が、御家庭の事情、病気になられたというようなことで辞退されたものなどが7件、住宅の有料診断、住宅の耐震改修、屋根瓦の台風対策、ブロック塀の撤去・改修等、実績見込みにより減額となりました。補正額は1,137万円の減、補正後の額は2,951万8,000円でございます。

次に、21番、空家対策事業費でございます。事業費実績見込みによる減でございます。空き家実態調査の入札残及び特定空家除去費用の補助金、これは、解体の家屋の面積が小さくなったということで、満額に達していなかったことなどにより減額となりました。補正額は107万5,000円の減、補正後の額は2,816万3,000円でございます。

以上、建築指導課の補正額合計1,274万2,000円の減、補正後の合計額は1億8,290万6,000円でございます。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 森田課長。

○森田 健建築住宅課長 建築住宅課、森田です。引き続き、建築住宅課の補正について説明いたします。資料1の15ページを御覧ください。款土木費、項住宅費、住宅管理費、細々目（施設管理業務委託事業費）です。予算書は131ページ、所属別事業一覧は52ページです。補正額は1,000万円の増額です。詳細は、資料1の16ページを御覧ください。今回、利便性の高い旧市内の住宅を積極的に募集するための修繕を行いまして、市民の住宅需要に応えるものとしています。また、能登半島地震の被災者の受入れ需要が増加した場合に対応することも

考えまして、2月補正による早期の着手を予定しています。財源は一般財源です。

続いて、資料1の15ページに戻ります。公営住宅建設費の細々目（西浜団地ストック総合改善事業工事費）です。予算書は131ページ、所属別事業一覧は52ページです。補正額は43万8,000円の増額です。財源は、社会資本整備総合交付金、公営住宅建設事業債と一般財源です。これは、今年度、改修工事が完成しました西浜団地56-3棟に帰ってくる入居者3世帯分の移転補償による引っ越し費用です。今回、有利財源が使えるということで、補正でさせていただいています。

続いて、公営住宅建設費、細々目（市営住宅長寿命化対策費）です。補正額は1,305万円の減額です。これは、令和5年度から6年度の債務負担で実施する、大森団地R G 2棟改修工事の令和5年度支出額が確定したことにより減額をするもので、入札残になります。

続いて、細々目の（市営住宅屋根改修事業費）です。補正額は1,240万4000円の減額です。令和5年度は、2棟の工事が完成しまして、この事業費が確定したことにより減額するもので、これも入札残になります。

以上、建築住宅課の補正額は1,501万6,000円の減額、補正後の額は5億6,679万円になります。以上です。

◆勝田鮮二委員長 牧野次長。

○牧野隆史次長兼都市企画課長 はい。続きまして、繰越明許費について説明させていただきたいと思います。資料の17ページと18ページでございます。都市企画課、都市環境課、道路課及び建築住宅課の4課13事業につきまして、繰越明許費、都市整備部、合計15億737万3,000円をお願いするものでございます。以降、各担当課より御説明させていただきます。

まず、都市企画課から説明いたします。19ページを御覧ください。急傾斜地崩壊対策県営事業負担金でございます。鹿野町梶掛地区など、28地区で実施している擁壁工事などにおいて、県営事業の遅延に伴い、繰越しをしようとするものでございます。補正後の予算額5334万8,000円に対しまして、繰越明許費3,557万9,000円を計上させていただくものでございます。

20ページを御覧ください。県営街路事業負担金について御説明いたします。本事業は、県が実施する市内の県道街路事業に要する経費の一部を市が負担することにより、幹線道路の整備を促進し、交通渋滞の緩和、利便性の向上を図っているものでございます。立川甕山線（卯垣工区）など、3路線4工区での道路改良工事など、県事業の遅延に伴いまして、繰越しをさせていただこうとするものでございます。予算額3,958万5,000円に対しまして、繰越明許費2,563万8,000円を計上させていただくものでございます。

都市企画課、6,121万7,000円を繰り越すことにつきまして、承認いただこうとするものでございます。よろしく願いいたします。都市企画課分については、以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 徳田課長。

○徳田 剛都市環境課長 都市環境課、徳田でございます。同じく資料1の17ページ、中段を御覧ください。都市環境課分、普通河川改良事業費、治水対策事業費、小規模急傾斜地崩壊対策事業費、公共土木災害復旧費、単独災害復旧費の4事業を繰越しさせていただくものでございます。

資料1の21ページを御覧ください。普通河川改廃事業費でございます。予算額4,070万円に対しまして、工事費1,664万円、事務費26万円、計1,690万円の繰越しをお願いするものでございます。こちらは、下味野清水川改廃工事におきまして、工事中、事業用地の調整に、地権者との協議に日数を要したため、年度内の完成が困難となったことから繰越しをお願いするものでございます。事業完了時期につきましては、繰越後、5月末には完成することと予定しております。

次に、資料1の22ページを御覧ください。治水対策事業費でございます。予算額1億7,265万6,000円に対しまして、1億1,390万円の繰越しをお願いするものでございます。9月議会において、2,760万円の繰越しを認めていただいておりますが、谷田川浸水対策工事に伴う用地測量業務と、福井地内の水路浸水対策工事につきましては、地権者との協議により、不測の日数を要したものでございます。また、青谷浸水対策、鹿野町大工町南裏川の測量調査設計業務につきましては、県の測量設計業協会のほうの申入れにより、台風7号の災害調査業務を優先したことにより、各通常業務を一時的に中断したことから、年度内の完成が困難となったため、繰越しをお願いするものでございます。また、小沢見川ポンプ場整備工事につきましては、材料の塩ビ管材料、これが、資材不足により遅延し、年度内の完成が困難となったことにより、繰越しをお願いするものでございます。いずれも、完成予定時期につきましては、資料のとおりでございます。御確認をお願いしたいと思います。

次に、資料1の23ページを御覧ください。小規模急傾斜地崩壊対策事業費でございます。予算7,750万円に対しまして、繰越額4,540万円を繰越しさせていただくものでございます。これは、岩吉地区並びに、夏泊地区の小規模急傾斜地対策工事に伴う測量設計業務委託について繰越しをお願いするものでございます。こちら、先ほどの治水対策事業で御説明いたしましたが、岩吉地区につきましては、同じく、台風7号の災害調査業務を優先させたこと、また、夏泊地区につきましては、崩壊頻度がかかなり激しいことから、用地境界の確認に、地権者との調整に、かなりちょっと日数を要したため、年度内の完成が困難となったことから、繰越しをお願いするものでございます。

次に、24ページを御覧ください。公共土木災害復旧費、単独災害復旧費の（都市環境課）分でございます。3億4,870万円に対しまして、繰越額1,700万円を繰越しさせていただきたいと思っております。12月議会で、2億7,290万円の繰越しを認めていただいているところでございますが、それ以外に、徳三川の単独災害復旧工事に伴う測量設計業務ほか、3か所において、同じく、測量設計業協会の申入れにより、台風7号による補助災害の調査業務を優先したため、各業務を遅らせたことにより、年度内の完成が困難となったものでございます。いずれも、完成予定は資料2のとおりでございますので、御確認をお願いしたいと思います。

したがって、資料1の17ページに戻っていただきまして、中段でございます。都市環境課の繰越合計額4億6,610万円でございます。都市環境課は以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 田村次長。

○田村 温次長兼道路課長 道路課、田村です。道路課は、6事業において繰越しをお願いするものでございます。一般道補修費、繰越予算額合計1,000万円を計上しております。繰越額に

は、6月議会において承認いただいた800万円も含んでおります。このたび、海蔵寺祢宜谷線の地滑りの災害復旧と併せて行う道路拡幅の部分の用地費となります。

資料1の25ページを御覧ください。繰越理由は、地滑りの災害復旧の設計費に当たり、関係者、国土交通省と今協議を行っておりますが、協議などに日数を要したものでございます。

続きまして、26ページを御覧ください。社会資本整備総合交付金事業費、繰越予算額6,838万円を計上しております。黄色い着色、黄色で着色している部分、宮谷布勢線など、4路線となります。繰越理由は、地元関係者などの協議に日数を要したものでございます。

続きまして、27ページを御覧ください。防災・安全交付金事業費、繰越額2億9,642万6,000円を計上しております。繰越額には、9月議会で承認をいただいた6,033万1,000円を含んでいるものでございます。このたびは、前回、青色で着色した部分ですが、このたびは、黄色で着色している丸山浜坂1号線など、7路線に係る工事費、補償費等と、長尾坂橋など、3橋の修繕設計業務でございます。繰越理由は、関係者との協議に日数を要したものでございます。

続きまして、28ページを御覧ください。これは、先ほど説明した事業、新たな事業でございます。防災・安全交付金事業（令和5年度国1次補正）です。繰越予算、繰越額は2,715万円を計上しております。繰越理由は、国の1次補正に呼応するものでございます。

続きまして、資料1の29ページを御覧ください。補助災害復旧費、4億2,210万円を計上させていただいております。繰越額には、9月議会で承認いただいた2億2,817万5,000円も含んでございます。新たにお問い合わせする主なものといたしましては、8月台風で落橋した高山橋などにおいて、道路災害復旧費、復旧、復旧において、概略設計により災害査定を行いました。詳細設計において、基礎構造の検討に不測の日数を要するなど、業務期間を延長するために生じたものでございます。また、早牛勝部線災害復旧工事では、地滑り対策に伴う集水井工事において、想定より固い岩盤が出土したことで、掘削作業に不測の日数を要し、年度完成が見込めなくなり、繰越しをお願いするものでございます。

続きまして、30ページを御覧ください。災害、単独災害復旧費、1億4,600万円を計上しております。繰越箇所については、いずれも、8月の台風7号により被災した道路災害復旧費において、測量設計業務に時間を要したことから、工事発注に向けて、適正工期を確保するものでございます。

道路課、繰越明許費9億7,005万6,000円となります。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 森田課長。

○森田 健建築住宅課長 建築住宅課、森田です。建築住宅課の繰越しについて説明いたします。資料1の31ページを御覧ください。施設管理業務委託事業費です。先ほど説明させていただきました、2月補正分をお願いする1,000万円を繰越しさせていただきたいと思っております。繰越理由ですが、品質管理や資材調達のため、適正な工期を確保するためでございます。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 それでは、説明をいただきました。

質疑がたくさんあれば、休憩に入りたいと思っておりますが、どうでしょう。

（「続行」と呼ぶ者あり）

では、これより質疑を行います。質疑のある方は、順次発言ください。

（「なし、なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 ございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 それでは、質疑なしと認め、質疑を終結します。

それでは、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第19号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決します。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆勝田鮮二委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

議案第20号令和5年度鳥取市土地区画整理費特別会計補正予算（説明・質疑・討論・採決）

◆勝田鮮二委員長 それでは、次に、先議分、議案第20号令和5年度鳥取市土地区画整理費特別会計補正予算を説明ください。

◆勝田鮮二委員長 徳田課長。

○徳田 剛都市環境課長 はい。都市環境課、徳田でございます。引き続きまして、資料1の32ページを御覧ください。特別会計の補正予算について御説明いたします。土地区画整理費特別会計、歳入でございます。補正予算書は195ページです。諸収入のうち、保留地払下げ収入、千代水第二地区保留地払下げ収入でございます。事業費実績見込みによる減額補正でございます。

同じく、下段になります。補正予算書は195ページでございます。補正額4万5,000円の増、補正後の額5万5,000円でございます。こちら、保留地の電柱等の貸付けの占用料の増でございます。

区画整理費特別会計、歳入補正合計額572万円の減、補正後の額3,865万2,000円でございます。

続きまして、資料1の33ページを御覧ください。土地区画整理費特別会計の歳出でございます。区画整理費、千代水第二土地区画整理費の区画整理事業費のうち、保留地処分事務費でございます。補正予算書は197ページ、事業一覧は67ページでございます。これは、事業費実績見込みによる減額補正でございます。本件は、保留地処分に必要な予算を計上しておりましたが、現在予定されています、南北線の都市計画決定が行われなかったため、減額補正とするものでございます。補正額580万9,000円の減、補正後の額88万7,000円でございます。

一般会計へ繰り出しでございます。千代水第二地区保留地販売収入の令和5年度実績による余剰金を、一般会計へ繰り出しする増でございます。補正額9万円、補正後の額、同じく9万円でございます。

予備費でございます。事業実績による減額補正としております。補正額1,000円の減、補正後の額はゼロ円で、ゼロでございます。

区画整理費特別会計、歳出補正合計額572万円の減、補正後の額3,865万2,000円でございます。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 説明をいただきました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次発言ください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 では、質疑なしと認め、質疑を終結します。

それでは、討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第20号令和5年度鳥取市土地区画整理費特別会計補正予算を採決します。本案に賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◆勝田鮮二委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、しばらく休憩に入りたいと思います。開始は13時15分とします。よろしくお願いいたします。

午後12時7分 休憩

午後1時15分 再開

◆加藤茂樹副委員長 はい。そうしましたら、委員会を再開いたします。はい。

そうしましたら、次第に沿って、大きい2番、議案説明から再開いたします。

議案第39号鳥取市自家用有償バス条例の一部改正について（説明）

◆加藤茂樹副委員長 議案第39号鳥取市自家用有償バス条例の一部改正についてを御説明ください。小森課長。

○小森毅彦交通政策課長 はい。交通政策課、小森です。議案第39号鳥取市自家用有償バス条例の一部改正について御説明申し上げます。資料は、資料1の34ページを御覧ください。はい。

本年3月末をもちまして、青谷地域を運行いたします民間路線バスが廃止となることに伴いまして、その代替交通といたしまして、4月から市の有償バスを運行するため、鳥取市自家用有償バス条例を一部改正するものでございます。

改正内容といたしましては、34ページの右側の図面のほうを御覧いただきたいと思いますが、このたび、青谷町総合支所と小畑上を起終点といたします青色線の日置線、それから、同じく総合支所と桑原上を起終点といたします黄色線の勝部線を新設いたします。それから、既存の絹見線と長和瀬線、こちらを、青谷駅を起終点とする桃色の循環線、長和瀬・絹見循環線に変

更いたしまして、利便性を高めながら、効率的な運行を行うものでございます。

なお、現在の長和瀬、長和瀬線でございますが、これは、民間バスの勝部線の運行がない土・日・祝祭日に、小学校の行事等が行われます場合、学校からの要請に応じまして運行するものでございまして、平日にバス定期券で通学している児童に、無料で利用していただいております。

このたびの民間バスの廃止に伴いまして、市有償バスの青谷バス、こちらの全路線で、学校の要請に応じて、土・日・祝祭日に運行できるようにしまして、あわせて、無料措置を廃止しようとするものでございます。説明は以上でございます。

◆加藤茂樹副委員長 はい。説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆加藤茂樹副委員長 はい。

議案第49号鳥取市道路占用料徴収条例の一部改正について（説明）

◆加藤茂樹副委員長 次に、議案第49号鳥取市道路占用料徴収条例の一部改正についてを説明ください。田村次長。

○田村 温次長兼道路課長 はい。道路課、田村です。鳥取市道路占用料徴収条例の一部改正について説明させていただきます。付議案は、169ページから174ページとなります。資料1の38ページを御覧ください。

改正につきましては、国土交通省は、3年ごとに占用料金の見直しをしており、本市も、その見直しに準じて行っているところでございます。前回の改正を行った平成26年度は、主な物件の占用料が、約3割減と大幅な変動があり、減額改正を行っております。その後、平成29年、令和2年において、僅か数%の微増減であったため、本市といたしましては、改正を見送っております。

今回は、令和5年度の、今回の令和5年度の見直しでは、約1割の増の変動となり、改定を行うものでございます。占用料の算定に当たっては、土地価格、固定資産税評価額や、造成費、道路を造る際に係る経費が関係しており、増加している占用料につきましては、造成費の増大が、地価の下落幅を上回っていることが要因の1つとなります。電気、電話など、広範囲に設置される物件の占用料につきましては、造成費が加算されるため、増額となりますが、看板や足場などの商業の活発な地域に設置されることが多い物件につきましては、造成費が加算されず、地価のみとなるため、そちらのほうは占用料が減額となります。また、近年の法令改正により、道路占用が認められた物件について、自動運行補助施設など、今後求められる可能性がある物件に、物件の占用料を新たに追加するものでございます。

新旧対照表につきましては、資料1の39ページから48ページに記載しております。左が改正後、右が改正前となっております。御確認ください。

提案理由は、道路法施行令の一部改正に伴い、道路占用料を改定するためでございます。以

上でございます。

◆加藤茂樹副委員長 本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆加藤茂樹副委員長 はい。

議案第50号鳥取市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について（説明）

◆加藤茂樹副委員長 次に、議案第50号鳥取市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について説明ください。森田課長。

○森田 健建築住宅課長 はい。建築住宅課、森田です。議案第50号鳥取市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について説明いたします。資料1の49ページから54ページ、付議案は175ページになります。資料1の49ページを御覧ください。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律が、令和6年4月1日に改正、施行されるため、これに合わせて、本市の市営住宅も、DV被害者保護を目的としまして、鳥取市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正を行います。

具体的な改正内容につきましては、資料の中段、2の条例の改正内容になります。まず、①です。これは、条例の中に、市営住宅の入居者が、配偶者から暴力を受け、裁判所の命令で、その配偶者に対して、退去等命令が出た場合に、その配偶者を市営住宅から退去させることができる規定を設けていますが、根拠となる法の改正によりまして、退去命令を定義する条文が変わったため、条例にも、法と同様に、法第10条の2を追加するものです。

次に、②です。これは、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に合わせて、条例中にあります婦人保護施設を、女性自立支援施設に改めるものです。

なお、資料1の50ページから54ページにかけて、条例の新旧対照表を載せておりますので、後ほど御確認いただきますよう、お願いします。以上です。

◆加藤茂樹副委員長 はい。

本日は説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆加藤茂樹副委員長 なし。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆加藤茂樹副委員長 はい。

続いて、指定管理に関する議案の説明となりますが、委員の皆様にお伺いします。この後、指定管理に関する議案が3議案ございますが、執行部からの説明は、一括して受けることとしてもよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆加藤茂樹副委員長 はい。ありがとうございます。

議案第57号鳥取市都市公園の指定管理者の指定について（説明）

議案第58号鳥取市営美保球場の指定管理者の指定について（説明）

議案第59号鳥取市スポーツ広場の指定管理者の指定について（説明）

◆加藤茂樹副委員長 それでは、議案第57号鳥取市都市公園の指定管理者の指定についてから議案第59号鳥取市スポーツ広場の指定管理者の指定についてまで、以上3案を一括して議題とします。執行部より、説明をお願いします。徳田課長。

○徳田 剛都市環境課長 はい。都市環境課、徳田でございます。議案第57号、58号、59号でございます。付議案の195、197、199ページでございます。議案第57号鳥取市都市公園、議案第58号鳥取市営美保球場、議案第59号鳥取市スポーツ広場の各指定管理者の指定についてでございます。資料1の55ページを御覧ください。

本施設は、鳥取市の公の施設に係る指定管理者の指定等に関する事務取扱要綱に基づき、特に専門的な事業を行い、事業に係るノウハウや人材のネットワークが相当程度蓄積されている施設に該当し、公募によらないで、指名となりますが、指定管理者候補者の選考を、令和5年12月27日に開催し、鳥取市都市整備部指定管理者選考委員会での審査を経て、指定管理者候補に選定されたものでございます。

施設の名称は、都市公園134か所、市営美保球場、千代水スポーツ広場、津ノ井スポーツ広場です。指定期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間でございます。指定管理者候補として選定された団体は、公益財団法人鳥取市公園・スポーツ施設協会でございます。指定期間の指定管理料は、5億7087万8,000円でございます。選定の理由といたしまして、これまで都市公園等の維持管理で培った実績を生かした堅実な提案内容や、指定管理者としての実績が評価されたものでございます。

なお、選定された団体の提案内容、評価点など、詳細については、以降57ページからの資料を御参照ください。

なお、この指定につきましては、各管理条例に、各議案として上程し、説明する必要があると決められております。また、指定管理者の募集については、各施設をある程度まとめて効率的に応募可能とし、総合的な評価によって選定することから、このたび、3議案をまとめて、3施設指定管理を候補として一本化したものでございます。以上でございます。

◆加藤茂樹副委員長 はい。説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆加藤茂樹副委員長 なし。はい。

議案第61号財産の取得について（説明）

◆加藤茂樹副委員長 次に、議案第61号財産の取得についてを説明ください。小森課長。

○小森毅彦交通政策課長 はい。交通政策課、小森です。議案第61号財産の取得について御説明申し上げます。資料68ページを御覧ください。

条例に基づきまして、議会の議決に付すべき2,000万円以上の財産を取得しようとするものでございます。取得財産は、今年度9月補正予算に関連経費を計上いたしまして、翌年度に繰越しをさせていただきました、青谷地域で運行する市有償バスに使用いたしますバス車両2台でございます。1月に入札を実施した結果、消費税を含む取得金額は、2079万円でございます。取得の相手方は、三菱ふそうトラック・バス株式会社でございます。

議決をいただいた後は、直ちに取得の相手方と本契約を締結いたしまして、本年9月の納車を予定しているところでございます。説明は以上でございます。

◆加藤茂樹副委員長 はい。説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆加藤茂樹副委員長 はい。

議案第64号市道の路線の認定について（説明）

◆加藤茂樹副委員長 次に、議案第64号市道の路線の認定についてを説明ください。田村次長。

○田村 温次長兼道路課長 はい。道路課、田村です。市道の路線の認定について説明させていただきます。付議案は209ページから219ページとなります。資料1の69ページ、左上の表を御覧ください。

新規路線は12路線、認定基準3条の4によるもので、開発行為による新規路線が10路線、認定基準3条の3によるもので、下水道管理用地からの移管及び鳥取西道路の整備に伴う新規路線が2路線となっております。

位置図につきましては、69ページの右から、73ページまでの赤の破線で示した路線となります。御確認ください。

提案理由は、道路法第8条第2項の規定により、議決を得るためでございます。以上でございます。

◆加藤茂樹副委員長 はい。説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆加藤茂樹副委員長 いいですか。はい。

議案第65号市道の路線の変更について（説明）

◆加藤茂樹副委員長 次に、議案第65号市道の路線の変更についてを説明ください。田村次長。

○田村 温次長兼道路課長 はい。道路課、田村です。市道の路線変更について説明させていただきます。付議案は、221ページから222ページとなります。資料1の69ページ、左下を御覧ください。

変更路線は1路線です。開発行為により、道路が延長されることにより、終点を変更するも

のでございます。

位置図につきましては、72ページの左図の紫色の破線で示している路線となります。御確認ください。

提案理由は、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議決を得るためでございます。以上でございます。

◆加藤茂樹副委員長 はい。説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等はございますか。なし。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆加藤茂樹副委員長 はい。

鳥取市国土強靱化地域計画について（説明・質疑）

◆加藤茂樹副委員長 そうしましたら、3番、その他。続きまして、その他の報告として、鳥取市国土強靱化地域計画についてを御説明ください。牧野次長。

○牧野隆史次長兼都市企画課長 はい。都市企画課、牧野です。よろしく申し上げます。それでは、鳥取市国土強靱化地域計画改定について、概要を説明させていただきます。74ページを御覧ください。

昨年12月の定例会、本委員会にて、本地域計画の第2期計画の策定作業の途中経過、こちらのほう、5か年評価の結果、改定の方針と方向性、それを反映させたリスクシナリオの修正についてなど、その状況を報告させていただいたところでございます。このたび、市関係課で構成いたします庁内会議で、調査・検討しまして、それに対しましての施策分野の有識者で構成します、鳥取市国土強靱化地域計画推進委員会で審議いただいた改定案を作成いたしましたので、報告いたします。前回報告と重複するところもでございます。御了承願います。

78ページを御覧ください。①の基本目標は、現計画のとおりとしております。②、事前に備えるべき目標は、国あるいは県の計画と調和させ、災害発生時から復旧・復興までの時間軸に応じて、8つを設定させていただいております。

79ページを御覧ください。右側の表に、昨年8月の台風7号をはじめ、改定の検討対象といたしました、現計画策定以降に発生いたしました大規模自然災害を記載しております。最下段に、元日に発生いたしました能登半島地震を参考に記載しております。現在、復旧に向けた取組が始まっているところでございます。今後、国において検証が行われ、新たな施策等・が反映されるであろう国の基本計画に基づいて、都度、さらなる改定について検討することとしております。

82ページを御覧ください。強靱化のための取組といたしまして、リスクシナリオごとに新規設定した施策や、KPIの一部を掲載しております。記載しておりますものは、現行計画において、既に取り組んでいるもの以外に新たに設定させていただいたものでございます。

①の直接死を最大限防ぐために備えるKPIといたしまして、現行計画においても、住宅の耐震化率の向上について設定しているところでございますが、新たに、特定空家等の除却補助

件数を追加設定しております。能登半島地震では、家屋の倒壊により、多くの方が犠牲となりました。倒壊寸前の特定空家についての早期の除去を促すことによりまして、家屋の倒壊の危険性の縮小につながり、直接死の減少につながるものとも考えられます。

83 ページを御覧ください。②、関連死を最大限防ぐ（救助・救援、医療活動の迅速な対応、被災者等の健康・避難生活環境の確保）に対しまして、本市が独自に設定したK P I といたしまして、避難所への公衆無線LANの環境整備、こちらのほうを設定させていただいております。以降、事前に備えるべき目標ごとに追加したK P I を掲載させていただいております。後ほど御確認いただきますよう、お願いいたします。

87 ページを御覧ください。右側に、施策分野間の連携を図るため設定しております横断的分野といたしまして、新たに、人材育成分野、官民連携分野、デジタル活用分野の3つの分野を追加設定しております。人材育成分野におきましては、自主防災組織率の増加、官民連携分野では、食料など、生活関連物資の調達に係る、民間企業や団体等との連携の推進、また、デジタル活用分野におきましては、防災アプリによる情報配信など、K P I として追加しております。

74 ページにお戻りください。ページ右側の今後のスケジュールについて、先日の26日から3月18日まで、市民政策コメントを実施しております。その結果を、推進委員会にまた報告させていただき、3月末には、公表する予定とさせていただいております。

この計画作成後につきましては、現行計画と同様に、計画の進捗について、毎年施策を担当する関係各課に確認させていただき、進捗管理することとしております。説明は以上でございます。

◆加藤茂樹副委員長 はい。1つ確認ですけど、ごめんなさい。1つ確認です。先ほどの説明で、先月の26日から3月18日という説明がございましたけど、資料には。

◆加藤茂樹副委員長 牧野次長。

○牧野隆史次長兼都市企画課長 都市企画課、牧野でございます。、2月26日からさせていただいております。よろしく願いいたします。

◆加藤茂樹副委員長 はい。説明いただきました。委員の皆様から、質疑等はございますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

◆加藤茂樹副委員長 いいですか。はい。

第3回鳥取駅周辺リ・デザイン会議の開催について（説明・質疑）

◆加藤茂樹副委員長 次に、第3回鳥取駅周辺リ・デザイン会議の開催についてを御説明ください。筒井課長。

○筒井真二まちなか未来創造課長 はい。まちなか未来創造課、筒井です。資料のほうは、88ページお願いいたします。第3回鳥取駅周辺リ・デザイン会議を、1月の16日に開催をさせていただいております。この3回目の会議では、駅周辺再整備の目指す将来像ですとか、基本方針、イメージ等について検討を行いました。

まず、1番目の目指す将来像につきましては、「次の50年へ。未来創造ステーション」、サ

ブタイトルで、「ワクワクが止まらない、駅からはじまるミライのカタチ」という内容で決定を行いました。

2番目に、鳥取駅周辺再整備の基本方針案でございますけども、1番目に、集約型交通ターミナル機能の再編ということで、各交通モード間の乗換え利便性が高い集約型交通ターミナルの再編を行っていこうと。そして、新しいモビリティ、自動運転車両ですとか、そういった新たなモビリティなどを、災害・豪雪等でも対応可能な交通結節点を整備していこうと。そして、2番目に、まちなかへにぎわいをにじみ出す空間整備といたしまして、若者等が過ごしやすく、回遊しやすい、人中心の滞留空間・歩行空間を確保していきましょうと。そのために、にぎわいの広場ですとか、歩行デッキを整備していきましょうと。そして、3番目に、市民が集いたくなる利便施設・公共公益施設の整備といった点で、公共交通利用者が快適に過ごせる待合環境等の利便施設ですとか、市民が日常的に駅に集う文化施設等の公共公益施設を集約していこうと。そして、最後、4番目に、民間の誘導・整備による多機能な複合施設の整備を目指していきましょうということで、民間施設整備の誘導によって、複合施設の整備を図っていくと。その整備手法につきましては、PPP等の活用を検討する方向でまとめておりますといったような基本方針をまとめたところでございます。

そして、89ページお願いいたします。こちらのほうは、基本方針案に基づく機能配置を図化したものでございまして、上が現状、下が整備後のイメージを図化したものでございます。下の将来のその整備後のイメージ図を御確認いただきますと、特徴的には、右側のピンク色で塗ったところが、現在の風紋広場ですとか交通広場、駅高架下を活用して、新しい交通ターミナル機能を集約していこうと。そして、現在の駅北口前からケヤキ広場一帯を、新たな広場空間として、現在の駅舎ですとか、バスターミナルの場所に複合施設を誘導していこうといったようなイメージでまとめてございます。

次のページ、90ページお願いいたします。こちらは、北側方面から、駅周辺を俯瞰したイメージパースのラフ画となります。再整備のビジョンですとか、基本方針の重要なポイントも、文字として記載をしております。特徴といたしまして、まず1点目に、左側にかけて、交通機能を集約して、高架下を通行できるようにして、南北での交通機能強化を図るイメージにしております。2点目に、駅ホームから2階レベルで複合施設にアクセスできるようなイメージにしております。そして、3点目に、広場には、悪天候でも催し等が開催できるように、大屋根を整備するイメージにしております。そして、4点目に、駅前からまちなかへにぎわいをにじみ出すような、ウォークアブルな歩行者デッキを整備して、バード・ハットと一体的な、にぎわいを創出するようなイメージにしております。そして、最後、5点目に、鳥取市らしさを象徴していかないといけないという議論の中で、鳥取砂丘をイメージできるような、砂丘の起伏を感じられるようなアーケードを全体に整備していくといったようなイメージにしております。

そして、次に、3番目の今後のスケジュールについてですが、令和5年度中に、基本計画の原案をまとめまして、令和6年4月からパブコメを行いまして、6月に基本計画の策定を完了するといったようなスケジュールで進めさせていただきます。そして、令和6年度から7年度

の2か年をかけまして、交通量調査であるとか、サウンディング調査、それに基づく整備手法の検討を行いながら、整備計画の策定を進めていくといったようなスケジュールとしてございます。

次の91ページにつきましては、第3回目の会議の委員からの主な意見を集約したものでございますので、こちらのほうは、説明を割愛させていただきます。説明は以上でございます。

◆加藤茂樹副委員長 はい。説明いただきました。

委員の皆様から、質疑等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆加藤茂樹副委員長 よろしいでしょうか。はい。

市道江津浜坂線における道路賠償事故について（説明・質疑）

◆加藤茂樹副委員長 はい。次に、市道江津浜坂線における道路賠償事故について御説明ください。田村次長。

○田村 温次長兼道路課長 はい。道路課、田村でございます。市道における道路賠償事故について御報告させていただきます。資料1の92ページを御覧ください。

これは、令和5年12月23日土曜日、午後6時頃に、鳥取市江津地内の市道江津浜坂線において発生したものでございます。

事故の概要といたしましては、軽自動車が、当該路線を北から南へ走行中、道路の陥没にはまり、左前、左前輪または左後輪のタイヤがパンクし、ホイールが破損したものでございます。事故台数は4台です。事故直後の路面状況は、50センチ掛ける20センチ程度のアスファルトが剥がれていて、雪解けの水がたまり、実際はちょっと、遠目で見たら、見にくい状態になっておりまして、深さが20センチ程度の段差が生じておりました。

本市の対応状況は、同日7時40分頃、事故発生の連絡を受けた警察から市に通報があり、即座に現場確認と応急修繕対策を図るとともに、後日、再発防止のために、舗装の打ち替え工事を実施しております。

今後は、保険会社と相談しながら、示談交渉を行う予定としております。以上でございます。

◆加藤茂樹副委員長 はい。説明いただきました。

委員の皆様から、質疑等ございますか。はい。

◆加藤茂樹副分科会長 以上で、建設水道委員会を一旦終了し、予算審査特別委員会建設水道分科会に切り替えます。

予算審査特別委員会建設水道分科会に切り替え 午後1時45分 休憩

建設水道委員会に切替え 午後2時49分 再開

◆加藤茂樹副委員長 はい。建設水道委員会を再開いたします。

【その他】

令和6年度建設水道委員会視察について

◆加藤茂樹副委員長 それでは、その他といたしまして、令和6年度建設水道委員会視察についてに入ります。来年度の視察の日程及び内容について御協議いただきたいと思ひます。

まず、事務局より説明をお願いします。

○田中真一市議会事務局主事 はい。事務局の田中です。それでは、本日皆様のお手元にお配りしております、鳥取市議会建設水道委員会視察についてという、A4、1枚物の紙を御覧いただきたいと思ひます。

まず、丸の1つ目で、視察予定日についてです。例年5月中旬頃から下旬頃に、2泊3日の3日間の行程で実施しておりまして、来年度の議会予定を踏まえた実施可能な日程としては、令和6年5月8日水曜日から10日の金曜日、または、5月13日月曜日から15日水曜日のいずれかということと考えております。

また、丸の2つ目ですけれども、過去の視察テーマと視察先を記載しております。この後、視察テーマ等の検討の際に参考にしていただけたらと思ひます。以上です。

◆加藤茂樹副委員長 はい。事務局より、説明がございました。

それでは、まず、日程について御協議お願いいたします。先ほど説明がございました、皆さん、お手元に紙ありますよね、紙の一番上に、視察予定日っていうので、5月8日から10日、または13日から15日のこの2つの日程しか取れないということでありました。いかがでしょうか。委員長は、中日がいいということでした、私もそうかなと思ひますけど。

◆加藤茂樹副委員長 16日に東部広域の議運があります。

◆太田 縁委員 ああ、そうだ。

◆足立考史委員 10日は総会が入るとるけえと思つて。

◆加藤茂樹副委員長 ああ、別件で。

◆太田 縁委員 だけえ、13のほうがいいんでしょう。

◆加藤茂樹副委員長 皆さん、13日月曜日から15日の水曜日の予定で進めさせていただきますので。

◆太田 縁委員 はい。

◆足立考史委員 ありがとうございます。

◆加藤茂樹副委員長 どうぞよろしくをお願いします。

（「分かりました」と呼ぶ者あり）

◆加藤茂樹副委員長 そうしたら、日程のほうは、それで決定いたしました。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆加藤茂樹副委員長 次に、視察テーマや視察先についてであります。今々、この場で、なかなか言える方はおられんと思ふので、考えておいていただいて、後半の、取りあえず、後半の委員会で、また意見、また何かあれば出してもらって、それでもないようだったら、また改めて、事務局にでも報告してもらふ格好でよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆加藤茂樹副委員長 はい。なら、取りあえず、後半の委員会で、もう一度、視察先については
ということでもよろしくをお願いします。

以上で、建設水道委員会を終了いたします。

午後2時57分 閉会

令和6年2月鳥取市議会定例会

建設水道委員会・予算審査特別委員会建設水道分科会

令和6年2月27日(火)

7階 第2委員会室

下水道部 (10:00~)

----- < 建設水道委員会 > -----

1. 議案(説明・審査):先議分

議案第19号 令和5年度鳥取市一般会計補正予算(第9号)【所管に属する部分】

議案第33号 令和5年度鳥取市下水道等事業会計補正予算(第3号)

2. 報告

報告第2号 裁決の報告について

----- < 予算審査特別委員会建設水道分科会 > -----

1. 議案(説明)

議案第1号 令和6年度鳥取市一般会計予算【所管に属する部分】

議案第17号 令和6年度鳥取市下水道等事業会計予算

----- < 建設水道委員会 > -----

1. 議案(説明・審査):先議分

議案第 19 号 令和 5 年度鳥取市一般会計補正予算 (第 9 号) 【所管に属する部分】

議案第 20 号 令和 5 年度鳥取市土地区画整理費特別会計補正予算 (第 1 号)

2. 議案(説明)

議案第 39 号 鳥取市自家用有償バス条例の一部改正について

議案第 49 号 鳥取市道路占用料徴収条例の一部改正について

議案第 50 号 鳥取市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第 57 号 鳥取市都市公園の指定管理者の指定について

議案第 58 号 鳥取市営美保球場の指定管理者の指定について

議案第 59 号 鳥取市スポーツ広場の指定管理者の指定について

議案第 61 号 財産の取得について

議案第 64 号 市道の路線の認定について

議案第 65 号 市道の路線の変更について

3. その他

鳥取市国土強靱化地域計画について

第 3 回鳥取駅周辺リ・デザイン会議の開催について

市道江津浜坂線における道路賠償事故について

----- < 予算審査特別委員会建設水道分科会 > -----

1. 議案(説明)

議案第 1 号 令和 6 年度鳥取市一般会計予算 【所管に属する部分】

議案第 2 号 令和 6 年度鳥取市土地区画整理費特別会計予算

----- < 建設水道委員会 > -----

・令和 6 年度建設水道委員会視察について